

改定した細則の新しい条項

注：第 16 条以降の条数の直後の()は、新旧対比表の新細則の条数です。参考のために記載したもので、細則そのものではないことに留意下さい。

(事務局)

第 1 条 本会の事務局会の連絡先は原則として会長の住所に置く。

(会計)

第 2 条 本会の所在地は会計（幹事長）宅に置く。

(出版事業)

第 3 条 本会は機関誌として「Biogeography」、「日本生物地理学会会報 (Bulletin of the Biogeographical Society of Japan)」を発行し、さらに「学会通信」等の出版を行う。

(会員)

第 4 条 名誉会員は本会に対し、特に功労のあった者を評議員会において推薦し、過半数の賛意をもって承認をえたものとする。会費は徴収しない。選挙権および被選挙権を持たない。

第 5 条 正会員は年会費 6000 円以上を納入する。選挙権および被選挙権を持つ。

第 6 条 団体会員は年会費 8000 円以上を納入する。選挙権および被選挙権を持たない。

第 7 条 貢助会員は、本会の目的に賛同し事業を援助する会員であって、本会維持のため会費年額 10000 円以上を納めるものとする。選挙権および被選挙権を持たない。

第 8 条 国外の正会員および団体会員も、年会費を国内と同一のものとする。

第 9 条 3 年以上会費を滞納した会員は退会とみなす。その際は事務局会より事前に通告する。

(役員の担当)

第 10 条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

第 11 条 副会長は会長を補佐し、会長に支障がある場合は会長の業務を代行し、会の運営にあたる。

第 12 条 会長、副会長、評議員は評議員会を組織し、評議員の提案により、または会長の諮問により会務を審議する。

第 13 条 会計監査は本会の会計を監査する。

第 14 条 委員および幹事は本会の編集、企画、庶務、会計および広報を担当する。会長

は、委員長（日本生物地理学会会報の編集委員長、Biogeography の編集委員長、企画委員長および広報委員長をいう）および幹事長（庶務幹事長および会計幹事長をいう）を任命する。会長、副会長、委員長および幹事長は、事務局会の構成員として、会の運営の核になる事務作業を行う。

（役員の任期）

第 15 条 会長、副会長および評議員の任期は選出後の 4 月 1 日より始まり、任期は 3 年とする。会長および副会長は、連続しては再任できない。評議員は再任を妨げないが、原則として連続して 2 期（6 年）までとする。

第 16 条（第 15 条の 2） 会計監査については、委嘱する任期は設けない。会長が選任されたときは、第 21 条により委嘱を行う。

第 17 条（第 15 条の 3） 委員長および幹事長の任期は、原則として 3 年とする。評議員は、次期委員長および次期幹事長の選定を行う会長に協力する。

（事務局会、評議員会及び総会の開催）

第 18 条（第 16 条） 事務局会は、必要に応じて会長が招集するか、またはその構成員が会長に要請して開催する。

第 19 条（第 16 条の 2） 評議員会の招集は、必要に応じて会長が行う。ただし、評議員会は、評議員 5 名以上の申し出があれば、会長はこれを招集しなければならない。

第 20 条（第 16 条の 3） 評議員会を開催したときは、出席者の中から、議長、記録係を選出し、記録係は議事録を作成する。議事録は 10 年間以上保存する。会員は議事録を閲覧できる。

第 21 条（第 16 条の 4） 評議員会成立のための出席者には、委任状を提出する評議員を含めることができる。ただし、会則・細則の変更の同意・承認については、委任できないものとする。

第 22 条（第 16 条の 5） 総会を開催したときは、会長は、出席した評議員の中から議長、記録係を指名する。記録係は、報告事項、承認事項、決定事項について議事録を作成する。議事録は 10 年間以上保存する。会員は議事録を閲覧できる。

（役員の選出）

第 23 条（第 17 条） 会長および副会長の選出は、第 28 条に基づき評議員による無記名投票によって決定する。ただし、会長と副会長とがともに任期中に支障が生じた場合には、評議員会を開催して評議員の中から候補を選定し、協議により会長、副会長を決定する。この評議員会で選任された会長、副会長の任期は、前任者の残任期間とする（この残任期間は、第 15 条の任期 3 年間には含まないものとする）。

第 24 条（第 18 条） 評議員は正会員の無記名連記投票によって選出する。評議員数は

正会員数を 15 で割った値（端数は切り上げる）、つまり正会員 15 名に対して評議員 1 名の割合とする。得票が同数で定数を上回る場合は、会員番号の若い順とする。

第 25 条（第 20 条） 任期中に評議員の欠員が生じた場合、評議員の補充は行わない。

第 26 条（第 21 条） 会計監査に欠員が生じた場合は、評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。委員長および幹事長に欠員が生じた場合は、会長が新たに指名する。会計監査、委員長および幹事長の後任者の任期は、会長と後任者との協議で決める。

第 27 条（第 21 条の 2） 委員長および幹事長は、事務局会に報告した後に、担当する分野の委員または幹事を任命できるものとする。編集委員については、任期 2 年として任命し、再任は妨げない。委員又は幹事の要請に応じて、当学会の委任状を発行するなど必要な処理をする。

（選挙管理規定）

第 28 条（第 22 条） 会長、副会長および評議員の定期改選は以下の順序による。

1) 会長、副会長および評議員選挙を公正かつ円滑に進めるために、会長は選挙管理委員（長）2 名を定期改選前年の評議員会に諮って委嘱する。選挙管理委員（長）は会長、副会長を除く役員の重任を妨げず、任期は委嘱の日から 3 年とする。選挙管理委員（長）は次の手順に沿って、選挙を実施する。

2) 改選前年の 10 月末日において有権者を確定する。

3) 評議員の定期改選における有権者とは、改定前年 10 月末日現在の国内正会員である。但し、10 月末日時点でのその年度の会費未納者を除く。

4) 選挙通知、投票用紙他を改選前年内に有権者に送付する。

5) 投票期限を選挙通知送付後およそ 3 週間とし、締め切り日を定める。

6) 開票日および開票場所は別途定め、選挙通知にて公告し、有権者に公開とする。

7) 以下の場合は無効投票とする。

（1）所定の投票用紙および封筒を用いていないもの。

（2）定数より多く別人を連記したもの。

（3）有権者意外が記述された場合、その部分。

（4）同一氏名が重複され記述された場合は、その重複部分。

8) 会長および副会長の得票数が同数であった場合は、同数者での再投票を行う。

9) 選挙管理委員長は開票の結果を会長および庶務幹事長に速やかに連絡し、庶務幹事長は次期会長、次期副会長および次期評議員に速やかに連絡し諾否を確認する。受諾されなかった場合は会長および次期会長に連絡の後、次点の得票者に受諾の確認を行う。会長、副会長の選挙において次点の得票者が複数の場合は、次点の得票者対象として再投票を行う。

10) 選挙管理委員長は原票を封印し、事務局会（次期）に送付する。

11) 事務局会は 3 年間これを保管する。

(会計処理および予算書、決算書の作成)

第 29 条 (第 23 条) 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 30 条 (第 23 条の 2) 会長は、事務局会での協議を経て次年度の予算案を作成し、評議員会の承認を得た後に総会で報告する。

第 31 条 (第 23 条の 3) 役員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する実費相当額を受け取ることができる。

第 32 条 (第 23 条の 4) 会則第 4 条に基づく年に 1 度の大会では、研究発表、シンポジウム等を開催することができるものとし、原則としてオンラインで行う。会長は、事務局会での協議を経て大会の内容を決めるとともに、遅くとも大会 1 か月前には評議員会に報告する。

第 33 条 (第 24 条) 会計幹事長が決算報告を作成し、決算報告は会計監査の審査を受ける。会長は、決算報告および会計監査の審査結果を評議員会に報告するとともに、総会に於いて報告し、その承認を得るものとする。

附則 1 この改定案は、2024 年 4 月の総会において承認された後に発効する。

附則 2 改定後の第 15 条の適用にあたり、2023 年 4 月 1 日に会長、副会長および評議員であった者は、2026 年 3 月 31 日まではその地位を失わないものとする。